

令和 6 年度

**豊かな人間性をはぐくみ
いじめを許さない土壌をつくる基本的な方針**

(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立南桜井小学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	1
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	2
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
（1）いじめの未然防止のための取組	2
（2）いじめの早期発見のための取組	4
（3）いじめに対する早期対応	5
第3 重大事態への対応	
1 重大事態の定義	6
2 重大事態への対応の流れ	7
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
【資料1】 教職員用いじめ発見チェックシート	9
【資料2】 家庭用いじめ発見チェックシート	11

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

「いじめ防止対策推進法」が成立し10年が経過した現在、いじめの重大事態の発生件数は増加傾向となっており、加えて、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、令和6年8月に、文部科学省から「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂」が発出されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝えあい 学びあい 育ちあい 思いあいがうれしい教室 うれしい学校」を目指し、学校教育目標である「自ら学ぶ子 思いやりのある子 元気でたくましい子」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

依然として社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「いじめ防止対策推進委員会（生徒指導教育相談部会）」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、原則として校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談部等で構成するものとする。

また、推進委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ① 児童の気持ちを共感的に受け止める。
 - ② 居場所づくりに努める。
 - ③ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ④ 規準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ① 分かる楽しさを与える。
 - ② 自分のよさや自分との違いのよさを認める。
（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- (ア) 道徳教育推進教師を中心に計画・実施・評価・改善を行う。
 - ①教科・領域においても道徳的ねらいを位置づける。
 - ②家庭・地域との連携を図ることで充実に努める。
- (イ) 「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一人の自己肯定感を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の教育を進めていく。

ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」のために大切なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。未然防止や早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意し研修を実施する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。
 - ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

エ いじめに関する相談体制の充実

- (ア) 臨床心理士や学校心理士などの専門家を含む「こころのサポートチーム」やスクールカウンセラーを活用する。
- (イ) 児童や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けて研修を実施する。
- (ウ) スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめの背景にある家庭環境の問題について福祉的支援や関係機関との連携や家庭訪問を実施し、問題解決に向けた支援を行う。

オ 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談委は、電話相談、家庭訪問、面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- (イ) 必要に応じて市民生活部、福祉部、こども未来部、教育相談センター等関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

カ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 家庭と連携し、児童のインターネット利用状況を現状を把握する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、講習会（埼玉県ネットワークアドバイザー）を実施する。

キ いじめを許さない気運の醸成

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

- (ア) スーパー元気さわやか集会に主体的に参加することで、友達同士が助け合い、いじめをなくそうとする意識を高める。
- (イ) 人権標語、作文、ポスターの作成や発表、映画会等により、児童の人権意識の醸成を図る。

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 児童、保護者や地域、関係機関からの情報収集

- (ア) 学校生活についてのアンケートを毎月実施する。
- (イ) 「連絡帳」での保護者との連携や、休み時間の児童の様子を見守ることで、交友関係や相談事の把握に努める。
- (ウ) 個人面談を実施する。
 - ・ アンケート等の結果を全教職員で共有し、教職員のいじめに対する意識の向上を図るとともに、学校・学級における指導に活用する。
 - ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

イ 「I's (いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック)」の活用【資料1, 2】

- (ア) 「いじめ発見チェックシート」を活用し、該当する項目がある児童に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめを認知した際の具体的対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「いじめの未然防止に向けた取組」を参考に、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめへの対処

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、その児童の人格の成長を念頭に置いた上で、毅然とした態度で指導する。
- ・ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ いじめの事実の確認を行った結果については、教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童または保護者に対する支援などを行う。
- ・ いじめを行った児童に対する指導または、その保護者に対する助言等を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは警察署と連携する。
- ・ いじめを受けた児童といじめを行った児童が、複数校にかかる場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童及びその保護者への支援と助言を行う。

- ・いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないため、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供する。

イ いじめの解消

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

（４）学校基本方針の内容の点検と見直し

取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に

資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめの事案で被害児童が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態として調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。

詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断はしない。

2 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。

また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(6) (4)の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておく。

(7) (4)の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供する。

(8) その他留意事項

ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

イ 「I's～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。

ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、南桜井小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、南桜井小学校いじめ基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

	観察の視点	該当児童生徒
朝の会	☐ 他の子供より早く登校する ☐ 担任が来るまで廊下で待っている ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる ☐ 挨拶や出席確認のときに返事がない、声が極端に小さい ☐ 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	☐ 一人遅れて教室に入ってくる ☐ 授業の始めに用具が散乱している ☐ 忘れ物が多くなる ☐ 班決めなどのとき、話合いの輪に入れない ☐ 係を選ぶとき等、ふざけ半分に推薦されたりする ☐ ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる ☐ 正しい意見なのに冷やかされる ☐ 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる ☐ 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる ☐ その子への配布を嫌がる雰囲気がある ☐ 実験などの後片付けをいつもやらされている ☐ 道具や器具にさわらせてもらえず、順番が回ってこない ☐ 音楽の授業で歌えなくなる ☐ 内緒話をされている ☐ 不自然に机や椅子が離されている ☐ 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	☐ いつも一人でポツンとしている ☐ 笑顔が見られずおどおどしている ☐ 特に用事がないのによく職員室に来る ☐ 移動教室のとき、荷物を持たされている ☐ 格闘技ごっこなどでやられている ☐ 保健室や相談室に来る回数が多くなる ☐ 授業が始まっても教室に戻りたがらない	
給食時	☐ 周囲の子供が机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある ☐ その子にだけ意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差等がある ☐ 給食を食べない、食欲がない ☐ 早食い競争などをやらされている ☐ 配膳を嫌がられている ☐ いつも片付けをさせられている	
清掃時	☐ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い ☐ 机や椅子が運ばれずに、放置されている ☐ 衣服が汚れたり、ぬれたりしている ☐ 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	
帰りの会	☐ 持ち物がなくなつたと、よく訴えに来る ☐ 服が汚れていたり、破けていたりしている ☐ 泣いている、または机に伏せたままにいる ☐ 自分の持ち物でないものを机やカバンに入れられている	

	観察の視点	該当児童生徒
部活動・クラブ活動	☐ 参加しないことが多く、表情も暗い ☐ 一人だけで大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている ☐ ペアの練習で、いつも取り残される ☐ 練習のふりをしてボールを当てられたり体当たりされたりする ☐ 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりする ☐ 辞めたいなどの訴えがある ☐ 理由のはっきりしないけど、あざ、汚れがある ☐ 道具を隠される ☐ 孤立している	
放課後・下校時	☐ 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている ☐ 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている ☐ いつも教職員に相談したそうに寄って来る ☐ 鞆や持ち物がなくなっている ☐ ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている ☐ 校内の壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされる ☐ 皆の荷物を持たされている ☐ 遠回りして帰る ☐ 一人で帰る	
学校生活全般	☐ 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる ☐ 一人で離れて仕事をしている ☐ ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる ☐ 無理に役員を押し付けられる ☐ 宿題や集金などの提出物が遅れる ☐ 特定の子の机や持ち物をさわろうとしない ☐ 連絡帳、生活ノート、絵画作品等に気になる表現がある	

1 起床から登校前
☐ 布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうであったりする
☐ けだるそうな、疲れた表情である
☐ いつもと違って朝食を食べようとしない
☐ ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
☐ 学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらなかったりする
2 登校中
☐ 友達の荷物を持たされている
☐ 一人で登校するようになる
☐ 遠回りして登校している
☐ 途中で家に戻ってくる
3 帰宅時
☐ 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
☐ あざや擦り傷があってもその理由を言わない
☐ 自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
☐ いつもより帰宅が遅い
☐ 自転車や持ち物等が壊されている
☐ 学校の話をしなくなる
☐ 外出したまらない
☐ プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4 夕食時から就寝まで
☐ 食欲がない
☐ 特定の友達に対する言葉遣いが不自然にしていけないである
☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいる友達と遊ばなくなったりする
☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる
☐ 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
☐ 買い与えた覚えのない品物を持っている
☐ メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
☐ 部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
☐ 家族の者と話をしなくなる
☐ いじめの話をすると強く否定する
☐ 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする
☐ 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
☐ 普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする